

ひとり親等家庭のために

ひとり親等家庭の子育てを支援する各種制度をご案内します。詳細は各問合せ先に問い合わせください。

児童扶養手当

父母のいない家庭や、父母が一定の障がいの状態にある家庭などで、18歳未満の児童を監護している父母、または父母にかわって養育している人に対して支給します。受給に当たっては、所得制限があります。

https://www.town.taki.mie.jp/life/soshiki/kenko_fukushi/seikatsu_fukushi/1/627.html



【所得制限について】（令和6年11月時点の制度内容です）

扶養親族等の数 (税法上の人数)	請求者(本人)		孤児等の養育者、 配偶者及び扶養義務 者の所得制限限度額
	全部支給の 所得制限限度額	一部支給の 所得制限限度額	
0人	69万円未満	208万円未満	236万円未満
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算

【支給額】

支給額	【第1子】 全部支給:45,500円 一部支給:10,740円～ 45,490円	【第2子以降】 全部支給:10,750円 一部支給:5,380円～ 10,740円
支給時期	5月、7月、9月、11月、1月、3月にそれぞれ前2か月分が支給されます	
届出先	多気町役場健康福祉課・勢和振興事務所	
必要なもの	請求者名義の通帳、年金手帳、被保険者証、児童扶養手当等認定請求書、戸籍謄本(請求者と対象児童のもの)、住民票(世帯全員のもの、本籍、続柄の記載があるもの)、児童扶養手当申請に関する調書、養育費等に関する申告書 ・その他必要書類	
問い合わせ先	健康福祉課 福祉係 TEL0598-38-1114	

福祉医療費助成(ひとり親家庭等医療費)

父母のいない家庭や、父母が一定の障がいの状態にある家庭などで、18歳の誕生日後最初の3月31日までの児童を監護している父母、及びその児童が医療機関の窓口で支払った自己負担金(保険適用分)を助成するものです。受給に当たっては、所得制限があります。

申請時期	ひとり親の該当日から1か月以内に申請してください。
必要なもの	健康保険証(児童のもの、父母のもの)・振込先が確認できるもの
申請先・問い合わせ先	町民環境課 保険年金係 TEL0598-38-1113

その他のひとり親家庭を対象としたサービス

サービスの種類	問い合わせ先
ファミリーサポート利用料の助成	子育て総合支援室 TEL0598-38-7750
JR 通勤定期券の割引	健康福祉課 福祉係 TEL0598-38-1114
ひとり親家庭入学金お祝い金制度	多気町社会福祉協議会 TEL0598-38-8090
多気町母子寡婦福祉会	多気町社会福祉協議会 TEL0598-38-8090
子育て支援短期事業(ショートステイ)利用料の減額	こども課 こども未来係 TEL0598-38-1154
自立支援教育訓練給付金	健康福祉課 福祉係 TEL0598-38-1114
高等職業訓練促進給付金	健康福祉課 福祉係 TEL0598-38-1114
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	健康福祉課 福祉係 TEL0598-38-1114

